

(納入期限及び納入場所)

第3条 契約物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納入期限 仕様書のとおり
- (2) 納入場所 仕様書のとおり

2 乙は、前項第1号記載の納入期限までに同項第2号記載の納入場所に契約物品の納入を完了するものとする。

(権利・義務の譲渡)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承認したときは、この限りでない。

(代理人の届出)

第5条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(製造工場の届出)

第6条 甲が指示した場合、乙はこの契約書作成の日から5日以内に、製造工場名及びその所在地を書面をもって甲に届けるものとする。

(仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書等に特に定めがある場合は、乙は図面又は見本等を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面又は見本等(以下「承認図面等」という。)は、仕様書に添付された図面又は見本等の一部となったものとみなす。承認図面等が仕様書に添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行を免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、

この限りでない。

（納入計画の届出）

第9条 乙は、甲が指示した場合は、甲の指定する書面により速やかに納入の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

（包装、こん包及び運送）

第10条 乙は、仕様書等に定めるところにより、契約物品に必要な包装及びこん包を行うものとする。

2 包装、こん包及び納入場所までの運送並びに契約物品の据付け調整等（仕様書等に含めた場合に限る。）に必要な費用は、すべて乙の負担とする。

第2章 契約の履行

（監督）

第11条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は、監督社員を定め、乙の製造工場等に派遣して使用材料その他製造工程の状況等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

2 甲は、監督社員を定めたとき、その社員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督社員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 監督社員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（物品の納入等）

第12条 乙は、契約物品を納入するときは、甲の指定する書面により甲に通知するものとする。

2 前項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲の確認を受けたのち、その指示するところにより開こんの上、その指定する場所に格納するものとする。

3 乙は、甲が指定する納入場所に納入する契約物品については、甲の指示するところにより、納入したことを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するもの

とする。

- 4 乙は、第三者に契約物品を納入させる場合には、仕様書等に定める納入方法及び第2項に規定する事項を物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

(検査)

第13条 甲又は甲が検査を行う者として定めた社員(以下「検査社員」という。)は、前条第2項又は第4項の規定により通知を受けた日(仕様書等において契約物品の据付け調整等を行うこととされている場合は、その完了の通知を受けた日。)から起算して10営業日以内に、乙の立会いを求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙が契約物品を納入する前に、乙の製造工場又は甲の指定する場所で検査を行うことができる。

- 3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合、速やかに乙に対してその結果を通知するものとする。

なお、前条第2項又は第4項の規定による通知を受けた日から起算して14営業日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

- 4 乙は、検査社員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

- 5 乙は、検査に先立ち検査社員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査実施報告書を甲に提出するものとする。

- 6 検査社員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。

- 7 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

- 8 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(代品等に係る検査)

第14条 乙は、前条に規定する検査に不合格となった場合は、遅滞なくこれを引き取るものとする。また、乙は、甲の要求があれば、甲の指定する期間内に改めて代品を納入

し、検査を受けるものとする。この場合において、履行遅滞が生じたときは、乙はその責めを免れることができないものとする。

- 2 前項の場合において、相当期間内に乙が引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該物品を返送し、又は保管を託すことができる。
- 3 前条の規定は、第1項の代品の検査の場合に準用する。

(所有権及び危険負担の移転)

第15条 契約物品の所有権は、第13条の規定による検査に合格し、甲が当該物品を受領したときに、乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定により契約物品の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による契約物品の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
- 3 契約物品の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(代金の請求及び支払)

第16条 乙は、契約物品を納入した場合において、甲の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受領したときは、納入した日から起算して60日後を支払期限（以下「約定期限」という。）とする。
なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 乙は、甲の指示するところにより納入期限が複数になっている場合には、当該物品の納入部分に相応する代金相当額の金額について、部分払を請求することができる。
なお、部分払を採用する場合、その回数については、仕様書に記載のとおりとする。

(支払遅延利息)

第17条 甲は、約定期限に代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年6.0%の率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支

払うことを要しないものとする。

(納入期限の猶予)

第18条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

2 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により納入期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約物品納入の日（納入遅延後甲が契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該物品の契約金額に年6.0%の率を乗じた額を遅滞金として甲に対して支払うものとし、甲は乙に対して請求することができる。

3 前項の規定による遅滞金のほかに、第25条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第25条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第19条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、又は契約物品を納入することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(契約物品の瑕疵等による債務不履行)

第20条 乙は、瑕疵（数量の不足を含む。以下同じ。）のない、かつ、仕様書等の定めに適合する契約物品を納入するものとする。

2 納入された契約物品に瑕疵がある場合、又は契約物品が仕様書等の定めに違背する場合（乙が提出した総合評価に関する書類について虚偽の記載があることが判明した場合を含む）は、甲は、乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求することができる。甲は、契約物品の修補を請求するときは、

相当な期限を定めることができる。

- 3 甲が、契約物品の修補を請求した場合で、修補期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じた第 18 条第 2 項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背が重大と認める場合又は乙が第 2 項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第 25 条第 1 項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。
- 5 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 25 条第 1 項の規定による違約金が生じたときは、同条第 3 項の規定を適用するものとする。
- 6 甲は、第 2 項に規定する瑕疵又は違背が発見された場合は、発見後 6 か月以内に乙に対して通知するものとする。
- 7 第 2 項の規定に基づく契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。
- 8 第 2 項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。
- 9 修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第 4 章 契約の変更等

(契約の変更)

- 第 21 条 甲は、契約物品の納入が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。
- 2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、

納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

（事情の変更）

第 22 条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

なお、乙は協議における資料提供及びその説明等必要な協力をしなければならない。

3 前条第 2 項の規定は、前 2 項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（甲の解除権）

第 23 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が納入期限（第 18 条第 1 項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約物品を納入しなかったとき又は納入できないことが客観的に明らかとなるとき。

(2) 契約物品が第 13 条第 1 項の規定による検査に合格しなかったとき。

(3) 第 20 条第 4 項に該当するとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

(7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 24 条 甲及び乙は、自ら及び自らの役員等（役員、主要株主、子会社、関連会社を含むが、これらに限らない。以下同じ。）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても、これらのいずれにも該当しないことを確約する。

また、この契約書にて「暴力団等」とは、次の第 1 号から第 5 号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- (7) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (8) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (9) 暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
- (10) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (11) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (12) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、自ら又は自らの役員等若しくは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いる等、社会通念上の常識を逸脱した手段を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) 相手方が提供する商品・サービスを不正に利用し、若しくは不正な目的をもって利用し、又は当該商品等の利用等を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

3 相手方又は相手方の役員等が第1項各号のいずれかに該当し、相手方が、自ら、若しくは自らの役員等若しくは第三者を利用して、前項各号に該当する行為を行い又は相手方が第1項の規定に基づく表明・確約に反して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、甲又は乙はなんらの催告等を要することなく、直ちに本契約を解除できる。この場合、相手方に損害が生じても、甲又は乙は、一切の賠償の義務及び責任を負わないものとする。

4 乙は、第23条に基づき甲から本契約を解除された場合、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとする。

（違約金）

第 25 条 乙は、第 23 条第 1 項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する金額の 100 分の 20 に相当する金額を甲に対して支払うものとし、甲は乙に対して請求することができる。

2 前項の規定による違約金のほかに、第 18 条第 2 項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(入札談合等の不正行為に対する違約金)

第 26 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金として契約金額（契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払う金額とする。）の 100 分の 20 に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に対して支払うものとし、甲は乙に対して請求することができる。

(1) 乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。)第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法第 65 条又は第 67 条第 1 項の規定による審決(同法第 67 条第 2 項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(同法第 77 条の規定によりこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

2 前項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 本条の規定は、本契約終了後においても有効に存続する。

(乙の解除権)

第 27 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権)

第28条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第29条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章 個人情報保護及び秘密の保全

(個人情報保護及び秘密の保全)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に際して知り得た個人情報及び相手方の秘密を第三者に漏らし、相手方の承認を得ずに複製し、又は目的外に利用してはならない。

2 乙は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合には、適切な保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、自己又はその委託先が前2項に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 本条の規定は本契約終了後においても有効に存続する。

第6章 雑則

(公益通報者保護に係る通報窓口等の周知)

第31条 乙は、本件業務の実施に従事する乙の従業員（なお、当該乙の従業員には、再委託先等の従業員は含まれない。）に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口等に関する別紙の周知文を交付した上で、当該周知文を用いて、その内容につき周知することに努めるものとする。

2 甲において前項に定める周知文を改訂又は新設したときは、甲は当該改訂後又は新設された周知文を速やかに乙に対して交付し、乙は当該周知文により前項に準じて、乙の従業員に対して再周知することに努めるものとする。

(調査)

第 32 条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその社員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第 33 条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第 34 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

この契約を証するため、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保管する。

2020年3月10日

甲 東京都品川区北品川五丁目 6 番 1 号
大崎ブライトタワー28 階
かんぽシステムソリューションズ株式会社
代表取締役社長 柴崎 正人

乙 ○○○○○○○

別紙

「コンプライアンス通報・相談窓口利用の手引き」

コンプライアンス違反の発生及びその拡大の未然防止又は早期解決を目的として、コンプライアンス通報・相談窓口を設置します。

コンプライアンス通報・相談窓口は、コンプライアンス違反の発生又はそのおそれのある行為を発見した際、コンプライアンス責任者等に報告しにくい事情がある場合に、コンプライアンス責任者等を經由せずに直接通報又は相談できる窓口です。

1. 通報又は相談できる事項

コンプライアンス（法令、諸規則、社内諸規程、社会規範、企業倫理を遵守すること）違反又はそのおそれのある行為及び通報又は相談を行ったことにより通報又は相談者が不利益を被った場合です。

※ ただし、事実と反していることを知りながら行う通報や不正な目的による通報を行ってはけません。

2. 通報又は相談の方法

- (1) 通報又は相談は電話等の口頭、社内メール便、社内（電子）メール又は郵便等、手段は問いません（「コンプライアンス通報社外窓口」への通報は、電子メール又は郵便で行ってください。）。
- (2) 通報又は相談の様式は自由ですが、通報又は相談する内容の他に、次の必要事項を伝えてください。

<必要事項>

- ① 所属
- ② 氏名
- ③ 自宅の住所
- ④ 調査結果の回答を希望しない場合は、その旨

また、コーディネーターが、調査を迅速、公正かつ公平に行うため、できる限り内容を具体的に（いつ、どこで、だれが、どのようなコンプライアンス違反を行ったのか等）伝えるようにしてください。

- (3) 実名による通報又は相談を行うことが困難な事情がある場合には、所属、氏名、自宅の住所を示すことなく通報又は相談（以下、「匿名通報」といいます。）することもできます。この場合も、(2)のとおり、通報又は相談内容を具体的に伝えてください。

※ 匿名通報の場合、コーディネーターから通報又は相談者に対し、調査に必要な情報の確認ができませんので、できる限り、実名による通報又は相談をお願いします。

3. 通報又は相談のあて先

(落札後別途通知します。)

< 通報又は相談者の保護について >

コンプライアンス通報・相談窓口及びコンプライアンス通報社外窓口は、次のように通報又は相談者を保護していますので、安心して利用してください。

- ① コーディネーターは、通報又は相談者が特定されないよう必要な措置をして調査にあたります。
なお、調査によって通報又は相談者が特定されるおそれがあると判断した場合は、通報又は相談者に対し調査の意思確認を行います。

ただし、匿名通報の場合には、「通報又は相談者が特定されるおそれがあると判断した場合」の通報又は相談者に対する意向確認、調査結果の回答は行いませんので注意してください。

- ② 通報又は相談者の所属、氏名を明らかにすることはありません。
- ③ 通報又は相談（不正な目的等の通報を除く。）を行ったことにより通報又は相談者が不利益を被ることはありません。

通報又は相談者に対して不利益を与えるようなことをした者に対しては、厳正に対処します。